

大和川下流流域下水道 今池水みらいセンター 包括管理事業 郵便入札心得

大阪府南部流域下水道事務所

(目的)

第1条 この心得は、大和川下流流域下水道今池水みらいセンター包括管理事業入札心得で定めるもののほか、本入札に郵便で参加しようとする者が守らなければならない事項を定めるものとする。

(郵便入札)

第2条 郵便により入札に参加しようとする場合は、次の各号により行わなければならない。

- (1) 入札書に記名押印又は署名の上、申し込まなければならない。
- (2) 入札書に記載する日付は、申込日とすること。
- (3) 入札書及び業務費内訳書1, 2は封かん（入札書封筒の様式は別紙1）しなければならない。この封筒の表に表題（入札書又は入札書（再度入札用））、入札日時、事業名、会社の所在地、会社名、代表者名、入札結果連絡先を記入し、押印（裏面割印）又は署名しなければならない。
- (4) 2通の入札書及び入札参加資格確認結果通知書（写）を表封筒（様式は別紙2とし、以下「封書」という。）に入れ、大阪府南部流域下水道事務所総務課あて書留郵便で提出しなければならない。

(郵便入札の提出期限)

第3条 郵便による提出期限は、入札説明書等で別途定める。

(無効の入札)

第4条 次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 期限までに到達しない封書。
- (2) 封書が2通以上のとき。
- (3) 入札参加資格確認結果通知書（写）を欠くとき。
- (4) 入札書封筒に記名押印又は署名がないとき。
- (5) 入札書か再度の入札書かの判別が不可能なとき。

(入札書の引換等の禁止)

第5条 一度提出された封書の引換え、変更または取り消しはできない。

(入札の執行)

第6条 郵便で参加した入札者の開札は、入札執行の日時及び場所において、入札者に代わって、当該入札事務に関係のない大阪府の職員を立ち合わせて行うものとする。

(同価格の入札者が2人以上あるときの落札候補者の決定)

第7条 落札となるべき同価格の入札が2人以上あるときは、落札候補者決定基準に定めるくじの方法により落札候補者を決定することとする。

(結果連絡)

第8条 郵便入札参加者には、電話もしくは電子メールで入札結果を連絡するものとする。

別紙 1

(入札書封筒)

(表)

再度入札用には
「入札書(再度入札用)」
と記載のこと。

<h2>入 札 書</h2>	
入札日時	令和○年○月○日 午○ ○○時○○分
事業名	_____
入札者	○○市○○町○丁目○番○号 ○○○○○○○○株式会社 代表者 ○○○○ (印) 連絡先

(裏)

割 印	
-----	--

別紙 2

(表封筒)

※ [入札書等在中] と朱書し、親展で提出すること。

	5 9 7	0 0 9 5
担当者 代表企業 グループ名	○ ○ ○ ○ ○ ○	事業名 ○ 入札日 ○ 令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日 ○ ○ ○
		〔入札書等在中〕
		大阪府南部流域下水道事務所
		総務課
		宛
大阪府貝塚市港二五番地		